

## 産業建設委員会会議録

日時 令和3年11月22日（月曜日）

午前10時開会 午前11時18分閉会

場所 第1委員会室

---

日程

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議・説明事項

(1) 令和3年第4回定例会において付託された議案の審査について

①令和3年度土浦市一般会計補正予算（第10回）（案）について

②令和3年度土浦市下水道事業会計補正予算（第1回）（案）について

③「土浦市手数料条例」の一部改正（案）について

④「土浦市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準について

⑤公の施設の区域外設置に関する協議について

(2) 報告事項

⑥入札案件について

⑦「土浦市地域公共交通計画」の策定に伴うパブリック・コメントの実施について

⑧「土浦市耐震改修促進計画」の改定に伴うパブリック・コメントの実施について

(3) その他

4 閉会

---

出席委員（8名）

委員長 平石 勝司

副委員長 柏村 忠志

委員 内田 卓男

委員 寺内 充

委員 矢口 清

委員 柳澤 明

委員 小坂 博

委員 勝田 達也

---

説明のため出席した者（13名）

副市長	栗原 正夫	産業経済部長	佐藤 亨
都市政策部長	船沢 一郎	建設部長	岡田 美徳
農林水産課長	黒須 清一	農業委員会事務局長	羽成 信明
都市計画課長	飯泉 貴史	都市整備課長	平井 康裕
建築指導課長	櫻井 良哉	道路管理課長	浅岡 武徳
道路建設課長	草間 正志	下水道課長	滝田 昌暁
水道課長	和田 利昭		

傍聴者 0名

事務局職員出席者 松本 裕司

○平石委員長 ただ今から産業建設委員会を開催いたします。それでは、協議に入ります。令和3年第4回定例会上程議案等について、①令和3年度土浦市一般会計補正予算（第10回）（案）について執行部から説明願います。

○羽成商工観光課長 令和3年度土浦市一般会計補正予算（第10回）（案）につきまして御説明します。

商工費においては、補正予算2件です。6款商工費1項商工費2目商工業振興費商工業振興育成事業ですが、こちらは、勤労者総合福祉センターにおきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設利用や講座受講を制限した影響による利用料収入の減に伴う指定管理料の増額補正となっています。3ページが決算見込みとなります。収入では、センター利用料、講座利用料が91日間に及ぶ休止・休館、上半期の講座中止に伴い、大幅な減となっているところです。施設の光熱水費、講師謝礼の報償費など支出が減少している部分もありますが、指定管理の収益となる収入部分が大きく減少したことで最終的に不足が出る見込みとなりましたことから、収支見込不足分159万8,000円の増額補正をお願いするものです。つづきまして、6款商工費1項商工費5目観光費産業文化事業団本部運営補助金です。こちらは、事業団職員の人事異動に伴う人件費の補正となっています。当初予算作成時点において、給料・手当・法定福利費等が6名分として計上されていましたが、予定していた6名に加え、研修職員として市へ3名が派遣となり、実配置が9名となったことで予算不足が生じたものです。この度、当初予算に計上されていませんでした研修職員3名分の人件費増に伴う補助金不足分1,186万2,000円の増額補正をお願いするものです。4ページが収支の決算見込

みとなっています。説明は、以上でございます。

○平井都市整備課長 都市整備課でございます。サイドブックページ5ページをお願いします。7款土木費4項都市計画費10目霞ヶ浦総合公園整備事業費、霞ヶ浦総合公園整備事業につきまして、水郷テニスコート指定管理者指定管理料として589万1,000円の減額補正をお願いするものです。補正の理由につきましては、次ページ6ページをお願いします。テニスコートの管理を委託しております産業文化事業団における人事異動に伴う人件費の減及び新型コロナウイルス感染症拡大を防止するために、当該施設を一時的に閉館したことに伴うものでございます。都市整備課からの説明は、以上でございます。説明は、以上でございます。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。サイドブックの7ページをお願いいたします。今回の道路建設課の補正予算につきましては、防災・安全社会資本整備交付金という国の補助金が追加配分され、来年1月に交付決定される見込みとなりましたことから、現在、年次計画で進めております都市計画道路、木田余神立線の物件補償を前倒しして進めるため、歳入歳出の両予算につきまして、増額補正をお願いするものでございます。はじめに、歳入でございます。上の囲みを御覧ください。追加配分を見込んでおります国の防災・安全社会資本整備交付金に係る国費2,398万円につきまして、6目土木費国庫交付金3節都市計画費交付金を増額補正するものでございます。つづきまして、歳出でございます。下の囲みを御覧ください。歳出予算として、増額補正する額といたしましては、4,360万円でございます。こちらの防災・安全社会資本整備交付金に関しましては、国の補助率が55パーセントでございますので、先程御説明いたしました歳入予算の増額補正、国費2,398万円に対する事業費が4,360万円となりますことから歳出予算の増額補正を4,360万円としたものでございます。つづきまして、サイドブックの8ページをお願いいたします。こちらが、都市計画道路、木田余神立線の位置図でございます。図面の左側が南方向、図面の右側が北方向を示しております。木田余神立線につきましては、神立公園北側の交差点から神立病院の東側を通り、かすみがうら市方面へと向かう赤色表示の延長328メートル、道路幅員12メートルが現在の事業箇所、黒色表示は既に供用済みの部分でございます。道路建設課は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 つづきまして、②令和3年度土浦市下水道事業会計補正予算（第1回）（案）について、執行部から説明願います。

○滝田下水道課長 ②令和3年度土浦市下水道事業会計補正予算をお願いいたします。2ページをお願いいたします。こちらは、下水道課の企業会計に関する事業につきまして、補正をお願いするものでございます。はじめに、収益的支出における1款下水道事業費用1項営業費用5目総係費と6目流域下水道維持管理費及び7目水洗化普及費の補正でございます。1点目の5目総係費は、人事異動等に伴う下水道課職員数の減による給料など人件費の減額補正でございます。2点目の6目流域下水道維持管理負担金は、前年度の見込みよりも水量が多くなったために発生しました流域下水道事務所での処理費用の増額補正でございます。3点目の7目水洗化普及費は、毎年、小中学校の夏休み期間を利用し、絵画や書道、標語、作文の募集を行いまして、優秀な作品の選考により表彰式を開催しておりましたが、今年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大により、本市主催のコンクールを中止させていただきましたことから、開催に係る経費につきまして、減額補正を行うものでございます。財源の内訳につきましては、他会計補助金の増でございます。つづきまして、3ページをお願いいたします。資本的支出における1款資本的支出1項建設改良費1目管渠費と2目ポンプ場費の補正でございます。1点目の1目管渠費は、人事異動等に伴う人件費の減額補正でございます。2点目の2目ポンプ場費は、継続費を来年度まで継続延長することによる、委託費及び工事費の減額補正でございます。詳しくは、後ほど御説明いたします。財源の内訳につきましては、公共下水道事業債の減及び他会計補助金の減でございます。つづきまして、4ページをお願いいたします。こちらは、継続費の補正でございます。事業は、東筑波新治工業団地ポンプ場整備事業ですが、当初、令和元年度から令和3年度までの3年の継続費を組み入れて整備を進めてまいりましたが、コロナ禍によります電気施設やポンプに係る材料の確保が困難なこととなり、来年度まで継続費を延長するものでございます。このことに伴い、委託料につきましても、ポンプ場の工事竣工までの工事監理委託であり、同様の期間となります。財源につきましては、今年度分の一部を来年度に充てますので、継続費の延長はございますが、財源について増減はありません。5ページをお願いいたします。こちらが位置図でございます。中央付近に赤の丸で囲まれた部分がポンプ場で、東筑波新治工業団地の南側で県道小野土浦線沿いの本郷地内でございます。下水道課は、以上でございます。よろしく申し上げます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○柏村副委員長 茨城県流域下水道事務所に対する処理費用の増について、詳しく教えてください。

○滝田下水道課長 10月までが今年度の実績で、11月から3月までが見込みで使用料を払っていることになります。前年度のものが、見込みで払っていたものが、大畑における陥没の処理費用の増大によるものとなっております。

○平石委員長 つづきまして、③土浦市手数料条例の一部改正（案）について、執行部から説明願います。

○櫻井建築指導課長 つづきまして土浦市手数料条例の一部改正（案）について説明させていただきます。サイドブックスの③土浦市手数料条例の一部改正（案）について、をお願いいたします。表紙をおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。土浦市手数料条例の一部改正（案）については、長期優良住宅の復旧の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律が一部改正され、住棟認定の導入・認定手続の合理化、容積率の特例が適用されることになったため、土浦市手数料条例の一部改正を行うものであります。条例改正の概要について御説明させていただきます。共同住宅について、区分所有者が認定を受ける仕組みから、管理組合が一括して認定を受ける仕組みに変更されること。住宅性能評価を行う民間確認機関が、住宅性能評価と長期優良住宅の基準の確認を合わせて実施できることとなること。認定長期優良住宅建築等に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請の手数料の追加、建築基準法に基づく道路のうち、位置指定道路の図面の写しは交付しておりましたが、建築基準法以前の道路幅員が4メートル以上、道路幅員が1.84メートル以上4メートル未満の道路についても図面の写しは交付できるようにするため、手数料の追加を行うものであります。9ページから19ページまでが改正文になります。20ページから76ページまでが新旧対照表になります。建築指導課からの説明は、以上となります。よろしくをお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

（「なし」との声あり）

○平石委員長 つづきまして、④土浦市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部改正（案）について、執行部から説明願います。

○櫻井建築指導課長 建築指導課でございます。つづきまして、土浦市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部改正（案）について説明させていただきます。サイドブックスの④土浦市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部改正（案）についてをお願いいたします。表紙をおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。土浦市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部改正（案）については、令和2年6月の法改正により、頻発・激甚化する自然災害に対応するための災害ハザードエリアにおける開発抑制の見直しを目的とした都市計画法改正及び区域指定制度に関する条例の一部を改正するものであります。条例改正の概要といたしましては、条例区域の明確化と災害ハザードエリアにおける開発許可への対応と、建築対象用途については現行の自己用専用住宅から非自己用住宅を含めた許可対象用途に変更することと類似する他の許可基準がある自己用兼用住宅及び自己用小規模店舗については用途から削除すること及び区域指定以外の立地基準の文言整理等であります。3ページから4ページが改正文であります。5ページから9ページが新旧対照表になります。建築指導課からの説明は、以上となります。よろしくをお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

（「なし」との声あり）

○平石委員長 つづきまして⑤公の施設の区域外設置に関する協議について、執行部から説明願います。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。公の施設の区域外設置に関する協議について、御説明いたします。サイドブックス⑤の資料をお開き願います。表紙の次のページ、2ページをお願いいたします。今回の案件は、かすみがうら市との行政界におきまして土浦市が市道Ⅰ級42号線、通称田村沖宿線延伸道路を整備する際、土浦市道の区域が行政界を超えて、かすみがうら市に設置することが必要となりますが、かすみがうら市に属する土地を土浦市道の区域に含めるため、地方自治法第244条の3第1項の規定に基づき、土浦市道の区域外設置に関する協議の申し出をかすみがうら市に行ったことから、議案として提出するものでございます道路を含む公の施設を設置する場合、当該普通地方公共団体の区域内において設置することが原則であります。地方自治法においては、関係普通地方公共団体との協議に基づきまして、当該地方公共団体の区域外に公の施設を設けることを認めるこ

ととしております。今回、かすみがうら市に属する土地を土浦市道の区域に含めるため、かすみがうら市と協議書を取り交わす必要が生じ、その際には双方の議会の議決が必要となります。協議書の主な内容につきましては、施設の名称、場所、経費の負担でございます。こちらにつきましては、後ほど御説明いたします。つづきまして、サイドブックスの3ページをお願いいたします。こちらが、今回協議書を取り交わすため土浦市が、かすみがうら市に対して依頼した文書でございます。なお、かすみがうら市におきましても、12月議会におきまして、議案として上程される予定と伺っております。つづきまして、サイドブックスの4ページをお願いいたします。こちらが、取り交わす協議書の案でございます。主な内容としましては、施設の名称としまして、土浦市道I級42号線、設置の場所としましては、記載のとおりでございます。また、経費の負担につきましては、道路施設の設置に必要な経費につきましては、かすみがうら市との協議の結果、両市で負担することとなり、その負担割合につきましては、最後に御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。つづきまして、サイドブックスの5ページをお願いいたします。こちらが位置図でございます。図面の上側が北方向でございます。場所につきましては、神立駅から東側に600メートルほどの土浦市神立東一丁目とかすみがうら市宍倉の間でございます。土浦市道I級42号線につきましては、田村沖宿線延伸道路整備事業としてのII期整備区間のうち、こちらの北側の一部区間について、土浦市とかすみがうら市の行政界に沿って、存在しております。つづきまして、サイドブックスの6ページをお願いいたします。こちらが、御説明用に作成しました詳細図となります。下の位置図を御覧願います。同じく、図面の上側が北方向でございます。今後、整備を予定しておりますのが青色の着色部分の延長900メートルでございます。このうち、北側の385メートル部分、黒のハッチングで示しております部分が、行政界を超えて土浦市道として整備する部分でございます。なお、行政界を赤色の一点鎖線で示しております。つづきまして、サイドブックスの7ページをお願いいたします。整備に要する経費の負担につきまして、御説明いたします。下の囲みを御覧願います。用地買収や物件補償、工事など、今後整備に必要な経費のうち、土浦市が74パーセント、かすみがうら市が26パーセントをそれぞれ負担することとしたものでございます。こちらにつきましては、その理由を御説明いたします。サイドブックスの8ページをお願いいたします。こちらが、II期整備区間における道路の平面詳細図でございます。こちらにも図面の上側が北方向となっております。図

面の赤色で着色した部分が土浦市の行政区域における事業箇所，緑色がかすみがうら市の行政区域における事業箇所でございます。先ほど御説明いたしました延長900メートルの事業区間については，図面の左下側に記載のとおり，総整備面積として，1万5,612.404平方メートルございまして，このうち，土浦市の行政区域の面積が，1万1,612.297平方メートル，かすみがうら市の行政区域の面積が，4,000.107平方メートルであり，面積であん分した割合が，土浦市は約74パーセント，かすみがうら市は約26パーセントとなるものでございます。両市で協議した結果，この割合を負担することといたしました。恐れ入りますが，サイドブックスの4ページにお戻り願います。これまで御説明いたしました内容に基づきまして，こちらの協議書を取り交わすため，議会の議決をお願いするものでございます。なお，これに伴います行政界の変更はございません。説明につきましては，以上でございます。御審議のほど，よろしくお願いいたします

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について，御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 つづきまして報告事項です。入札案件について，執行部から順次説明願います。

○黒須農林水産課長 農林水産課でございます。入札案件について，御報告いたします。サイドブックス6の入札案件についてをお願いいたします。2ページをお開き下さい。身近なみどり整備事業に伴います森林整備業務委託でございます。これは，民有林の下草刈りや間伐などの整備を実施し，荒廃した身近な森林の復元・整備を進めるもので，県補助100パーセントの事業でございます。委託場所は，中貫地内で整備森林面積は0.91ヘクタールでございます。つづきまして，3ページをお願いいたします。こちらも身近なみどり整備事業に伴います森林整備業務委託でございます。位置図の上側，委託場所は藤沢地内で，整備森林面積は0.69ヘクタールでございます。同じく位置図の下側，委託場所は大畑地内で，整備森林面積は1.4ヘクタールでございます。つづきまして，4ページをお開き下さい。上坂田地区農業用樋管閉塞工事でございます。こちらは，上坂田地内外の桜川の土手，位置図赤丸の場所に設置されております4か所の樋管につきまして，老朽化が著しく豪雨時に川からの水が逆流し，非常に危険な状態であることから，この樋管にセメントを注入し閉塞する工事をおこなうものでございます。つづきまして，5ページをお願いいたします。常名4期地区排水路整備工事で



ございます。工事場所は、常名地内の水路で、こちらは、周辺の水田からの排水以外にも市道の排水も流入しており、排水機能の不足を解消するために整備を行うものです。工事内容については、排水フリームを237.3メートル布設するものでございます。つづきまして、6ページをお開き下さい。田中3期地区排水路整備工事でございます。工事場所は、田中二丁目地内の水路です、今回整備する排水路は、周辺道路の整備や消防本部の移転などにより、水路へ流入する水量が増大し、排水機能の不足を解消するために整備を行うものです。工事内容については、排水フリームを172.65メートル布設するものです。説明は、以上でございます。

○平井都市整備課長 都市整備課でございます。都市整備課で報告させていただいた入札案件は、11月30日執行の指名競争入札案件で、委託件名は遊具点検業務委託でございます。委託内容については、位置図に記載の亀城公園をはじめとして、市内の146公園に設置済みの505基の遊具について、安全点検を行うものでございます。なお、遊具点検につきましては、年1回の法定点検が義務付けられているものでございます。都市整備課からの説明は、以上でございます。

○浅岡道路管理課長 道路課の入札案件は、3件でございます。いずれも前回の9月議会の補正予算で計上させていただいたもので、県道藤沢荒川沖線から県道小野土浦線までの市道新治南314号線において、一部区間で最大30センチの沈下が見られ、道路の起伏や水たまりなど、通行に支障があることから路盤工、舗装工などの補修工事を実施するための舗装の打換工事でございます。それぞれの工事概要を御説明いたします。8ページをお願いいたします。市道新治南314号線舗装打換工事（1工区）でございます。工事概要としましては、工事延長283メートル、幅員7.5メートル、舗装面積2,120平方メートルの舗装打換を行うものでございます。つづきまして、9ページをお願いいたします。市道新治南314号線の舗装打換工事（2工区）でございます。工事概要としましては、工事延長340メートル幅員7.5メートル、舗装面積2,550平方メートルの舗装打換を行うものでございます。つづきまして、10ページをお願いいたします。市道新治南314号線、舗装打換工事（3工区）でございます。工事概要としましては、工事延長105.8メートル、幅員7.5メートル、舗装面積794平方メートルの舗装打換を行うものでございます。道路管理課は、以上でございます。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。ひきつづき、御説明いたし

ます。道路建設課の入札案件につきましては、8件でございます。11ページをお願いいたします。市道新治Ⅱ級9号線実施設計委託でございます。委託の場所につきましては、藤沢新田の集落の北側を走るⅡ級幹線道路でございます。委託の概要としましては、延長450メートル区間におきまして、現況幅員約5.0メートルの官地幅を活用して改良するための設計委託でございます。つづきまして、12ページをお願いいたします。市道Ⅰ級5号線（西）改良工事でございます。工事の場所につきましては、神立町一区でございます三尾台グリーンゴルフコースの東側に位置する神立町地内のⅠ級幹線道路でございます。工事の概要としましては、延長150メートルの区間におきまして、現況幅員約3.6メートルの道路を計画幅員6.0メートルに拡幅改良するもので、道路側溝を敷設し、舗装を整備する工事でございます。つづきまして、13ページをお願いいたします。市道新治Ⅱ級9号線改良工事でございます。工事の場所につきましては、県道藤沢荒川沖線から藤沢新田の集落へと向かうⅡ級幹線道路でございます。工事の概要としましては、延長120メートルの区間におきまして、現況幅員約5.0メートルの官地幅を活用して施工するもので、道路側溝を敷設し、舗装を整備する工事でございます。つづきまして、14ページをお願いいたします。市道蓮河原18号線改良工事でございます。工事の場所につきましては、国土交通省霞ヶ浦河川事務所土浦出張所の南側に位置する、蓮河原町地内の生活道路でございます。工事の概要としましては、延長140メートルの区間におきまして、現況幅員約4.0メートルの官地幅を活用して施工するもので、柵板土留を設置し、舗装を整備する工事でございます。つづきまして、15ページをお願いいたします。市道右舂22号線改良工事及び支障木撤去工事でございます。工事の場所につきましては、土浦第六中学校の南側に位置する右舂地内と烏山三丁目の字界となっている道路でございます。工事の概要としましては、延長350メートルの区間におきまして、現況幅員約3.0メートルの道路を、計画幅員5.0メートルに拡幅改良するものでございますが、今回はまず、拡幅用地に存在する樹木の伐採、運搬、処分などを実施するものでございます。つづきまして、16ページをお願いいたします。市道新治中209号線流末排水整備工事でございます。工事の場所につきましては、旧山ノ荘小学校の北側に位置する本郷地内でございます。工事の概要としましては、延長230メートルの区間におきまして、幅員2.0メートルの買収用地内に新たな流末排水路を整備する工事でございます。つづきまして、17ページをお願いいたします。国道六号7号橋耐震補強及び長寿命化工事

でございます。工事の場所につきましては、土浦合同庁舎の西側に位置する国道六号をまたぐ橋梁でございます。工事の概要としましては、長さ44メートル、幅員7.0メートルのコンクリート製の橋につきまして、まず耐震補強工事としましては、橋桁の落下を防止するための工事など、また長寿命化工事としましては、ひび割れ補修や、ジョイントの交換工事などがございます。つづきまして、18ページをお願いいたします。国道六号10号橋耐震補強及び長寿命化工事でございます。工事の場所につきましては、板谷六丁目地内に位置する国道六号をまたぐ橋梁でございます。工事の概要としましては、長さ30メートル、幅員6.5メートルのコンクリート製の橋につきまして、先ほどと同様、耐震補強工事としましては、橋桁の落下を防止するための工事など、また長寿命化工事としましては、ひび割れ補修や、ジョイントの交換工事などがございます。道路建設課の案件につきましては、以上でございます。

○**滝田下水道課長** 下水道課でございます。同じく別添資料6の入札案件につきまして、19ページをお願いいたします。国補公下維（工）第1号大畑新田マンホールポンプ更新工事でございます。右下が工事箇所となりまして、新治処理分区内における大畑新田地内の水中汚水ポンプと制御盤の更新工事でございます。このポンプ2台と制御盤1面につきましては平成6年に設置したもので、この大畑新田地区の9割くらいが利用しておりますポンプとなっております。つづきまして、20ページをお願いいたします。公下維（修）第64号桜町一丁目地内集水桝等修繕工事でございます。この工事は、桜川橋から市役所までの国道125号線の工事となっております。地元住民の方などから、歩道に水たまりができ、歩きにくいとの声がありましたことから、現在、歩道などに設置してございます集水桝を19か所車道側に設置する工事となります。また、併せてマンホールの蓋についても6か所交換するものがございます。下水道課は、以上の2件でございます。よろしく申し上げます。

○**和田水道課長** 水道課でございます。同じくサイドブックの21ページをお願いいたします。土水配委工第5号湖北地内外漏水調査業務委託でございます。水道管の漏水調査につきましては、平成22年度より、各地区に分割の上、実施しているものがございますが、昨年度行いました板谷地区から神立地区の調査に続き、本年度は湖北地区や真鍋地区などの調査を実施するものがございます。概要につきましては、調査の委託延長としまして、86キロメートル区間でございます。つづきまして、22ページをお願いいたします。土水新工第4号藤沢地内配水管布設工事でございます。この工事は、藤沢地内の国道

125号における水道本管の未整備区間につきまして、口径75ミリから100ミリの配水管を190.5メートル布設する工事でございます。つづきまして、23ページをお願いします。土水新工第5号中都町三丁目地内配水管布設工事でございます。この工事は、地元要望による水道未整備区間の新設整備でございます。工事内容につきましては、口径100ミリの配水管を125メートル区間新設する工事でございます。つづきまして、24ページをお願いします。土水更工第7号中央二丁目地内配水管布設替工事の2工区でございます。この工事は、今年度当初に発注しております1工区に続きまして、第2工区の施工でございます。工事内容につきましては、口径50ミリから100ミリの配水管を330.0メートル区間、更新する工事でございます。土水更工第8号文京町地内配水管布設替工事でございます。工事内容につきましては、口径50ミリから75ミリの配水管を352.5メートル区間更新する工事でございます。つづきまして、26ページをお願いします。土水更工第9号中村南二丁目地内外配水管布設替工事でございます。工事内容につきましては、昨年度に続き、右靱配水場からの幹線路線につきまして、口径50ミリの枝線を含む350ミリの配水路線を141.0メートル区間更新する工事でございます。水道課は、以上6件でございます。よろしくをお願いします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○柏村副委員長 市道新治Ⅱ級9号と市道新治中209号の排水整備は、液状化の被害は考えられないでしょうか。

○草間道路建設課長 例えば、都市計画道路などを新設する場合には、液状化の検討を実施しておりますが、生活道路の改良工事に関しましては、液状化の検討までは実施しておりません。

○平石委員長 次に移ります。⑦土浦市地域公共交通計画の策定に伴うパブリック・コメントの実施について、執行部から説明願います。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。つづきまして、土浦市地域公共交通計画の策定に伴うパブリック・コメントの実施につきまして、説明をさせていただきます。サイドブックスの⑦土浦市地域公共交通計画の策定に伴うパブリック・コメントの実施についてをお願いいたします。それでは、表紙をおめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。本市における公共交通の指針となります土浦市地域公共交通網形成計画が、本年度で最終年度となりますことから、新たな公共交通計画を策定するに当たりまして、

3番にありますとおり、12月8日から1月4日までの期間、パブリック・コメントを実施するものでございます。本計画の策定に当たりましては、小坂委員にも御参加をいただいております土浦市地域公共交通活性化協議会において、協議を進めてまいりました。それでは、6ページをお願いいたします。こちらが地域公共交通計画（案）の目次となっております。計画の章といたしましては、第1章が計画の基本事項といたしまして、計画策定の背景及び目的、計画期間等を記載してございます。第2章が上位・関連計画の整理、第3章が公共交通の現状と現在の計画であります公共交通網形成計画の評価、第4章が課題、第5章が本計画の基本的な方針、第6章が目標値、第7章が目標達成のための具体的な施策となっております。11ページをお願いいたします。本計画につきましては、上位・関連計画との整合を図りながら、策定をするものとなっております。4にありますとおり、計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とするものでございます。78ページをお願いいたします。本市における公共交通の現状と課題を踏まえまして、3つの基本方針を掲げております。1つ目が①利用しやすい公共交通環境の実現、②各公共交通の特性に応じた役割分担と連携強化、③地域・事業者・行政の協働による公共交通の確保・維持としたものでございます。そして、公共交通の目指すべき将来像につきましては、3つの基本方針を踏まえ、一番下にありますとおり、地域特性に応じた公共交通で快適に移動できるまちとするものでございます。79ページをお願いいたします。公共交通網整備の考え方についてでございますが、大量輸送が可能なJR常磐線と路線バスにつきましては、基幹的交通として、キララちゃんバスやコミュニティ交通等につきましては、基幹的交通での対応が難しい地域をカバーする補助的交通の役割を担う位置付けとしております。80ページをお願いいたします。整備の方向性についてでございますが、交通需要が人口密度に影響を受けやすいことや、まちづくりとの連携などを考慮いたしまして、公共交通不便地域のうち人口密度1ヘクタール当たり30人以上の地域につきましては、コミュニティ交通の導入を促進する区域とし、1ヘクタール当たり30人未満の地域につきましては、のりあいタクシーの改善による利用促進を図る区域として、整備を進めていくこととするものでございます。82ページをお願いいたします。補助的交通のうち、コミュニティ交通の導入促進地域につきましては、①上位・関連計画での位置付けや、②アンケート調査の結果を踏まえまして、③公共交通不便地域等の状況としたしましては、人口密度1ヘクタール当たり30人以上の地域が神立町、並木、板谷を始め、

記載の10地域、そして、おおつ野地区につきましては、平成29年3月に策定いたしました立地適正化計画におきまして、都市機能誘導区域に位置付けをしておりますことから、コミュニティ交通の導入を進めていくものでございます。つづきまして、96ページをお願いいたします。今回の計画につきましては、3つの目標を掲げ、具体的な施策を20事業位置付けております。凡例にありますとおり、色付きの施策が前計画となります公共交通網形成計画から継続する施策となっております。色付きでない事業が新規施策となっております。計画に位置付けをいたしますこれらの事業を展開することによりまして、将来像に掲げております地域特性に応じた公共交通で快適に移動できるまちの実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。説明は、以上となります。よろしくをお願いいたします。

○寺内委員 コミュニティバスの名前はつちまるバスだけれども、これが右糸地区になったら、また別の名前になるのか。

○飯泉都市計画課長 次の地区になりましても名称はつちまるバスで、路線名が加わる形となります。

○寺内委員 それだったら、コミュニティバスじゃなくてつちまるバスと表わしたほうがいいんじゃないの。

○飯泉都市計画課長 名称については、検討して計画のほうに位置付けてまいりたいと思います。

○寺内委員 そのほうが土浦市民に親しまれるんじゃないかと思います。

○柏村副委員長 関連しまして、コミュニティ交通の選考で、導入すべき地域で人口が1ヘクタール当たり30人とありますが、高齢者や後期高齢者では、全然違う訳です。ここでは数字ですが、それを軸にしないと地域の交通機関は、せっかく作ってもという懸念があるものですから。その辺、どうでしょう。

○飯泉都市計画課長 おっしゃるとおりだと思います。資料では83ページですけれども、公共交通導入に当たりましては、まず公共交通網形成の位置付けですとか、地域の特性ということで高齢者の居住状況、あとは未就学児の居住状況も加味いたしまして、整理をしております。

○柏村副委員長 分かりました。よろしく申し上げます。

○内田委員 イオンと土浦駅間のバスは、この中のどこに位置付けされてます。公共交通ではないのかな。

○飯泉都市計画課長 イオンと土浦駅を結ぶバスはJRバスで運行しております。いわゆる路線バスでございます。

○平石委員長 それでは次の案件に移りたいと思います。⑧土浦市耐震改修促進計画の改定に伴うパブリック・コメントの実施について、執行部から説明願います。

○櫻井建築指導課長 建築指導課でございます。土浦市耐震改修促進計画の改定に伴うパブリックコメントの実施について説明させていただきます。サイドブックの⑧土浦市耐震改修促進計画の改定に伴うパブリックコメントの実施についてをお願いいたします。表紙をおめくりいただきまして、2ページから3ページがパブリックコメントの案内文となります。パブリックコメントの期間は、令和3年12月15日から令和4年1月14日までとしております。4ページから8ページが土浦市耐震改修促進計画の概要版となります。4ページからの概要版にて本耐震改修計画の改定（案）を説明させていただきます。概要版の大きい1から3が本耐震改修計画の改定（案）では序章になります。そして、4から7までが章で構成されております。内容についても同じく概要版にて説明させていただきます。土浦市耐震改修促進計画の改定（案）は、前計画の計画期間が平成28年から令和3年までとなっておりますことから、新たに令和4年から令和7年までの計画期間を設け耐震化率を現況に合わせて改定するものであります。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定により、国が基本方針を定め、それに基づき都道府県が耐震改修計画を定め、都道府県の定める計画に基づき市町村が計画を定めることとされており、今般、国の基本方針が見直されたことに伴い、県の計画が改定されることに合わせて市の計画を改定するものであります。本耐震改修計画の改定（案）の目的としましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、市内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断や耐震改修を促進し、今後予測される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることであり、平成20年3月に策定されて以来、今回で2回目の改定を行うものであります。1番の本計画の位置付けのうち、本計画の対象期間は令和4年度から令和7年度までとさせて頂いております。2番は、本計画と他の計画との関係を図化しております。3番は本計画の対象とする建築物を住宅、特定建築物、市有建築物に設定させて頂いております。4番は建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標については、本計画で大きな全計画との違いは、(3)目標の設定の耐震化率の目標設定の表を見ていただきますと、住宅、特定建築物（全体）は本計画（案）の最終年度である令和7年時点の目標耐震化率を95パーセントと設定し、耐震化の推進に努める設定としており、そして第3回目の計画改定の最終年度までにはおおむね解消

を目標としております。また、特定建築物のうち耐震診断義務付け建築物は、霞ヶ浦医療センター、学校、東郷ビル等で、令和7年時点の目標耐震化率をおおむね解消と設定し耐震化の推進に努める計画としています。5番の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策では、(3)の地震時に通行を確保すべき道路となる緊急輸送路の沿道にある建築物について、県と共に耐震化の促進に取り組むことなどを今回の計画に追記しています。6番の建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及については、消費生活展等におきまして建築物の耐震化のパンフレットの配布や揺れやすきマップ等のホームページでの公開など、また木造住宅耐震診断、耐震改修工事、ブロック塀の撤去工事などが社会資本整備総合交付金を活用できるように本計画に盛り込んでおります。7番の耐震改修促進法及び建築基準法による勧告又は命令等については、耐震改修促進法及び建築基準法に基づき、指導・助言、勧告・命令を行い耐震改修に努める計画で作成しております。9ページから56ページが土浦市耐震改修促進計画の改定(案)となります。57ページから81ページが参考資料です。建築指導課からの説明は、以上となります。よろしく願いいたします。

○平石委員 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○柏村副委員長 情報ですが、霞ヶ浦医療センターの件が出ましたが、国光衆議院議員が既に入札の準備をしています。何月だっけか、来年にできると。そう事務部長が言っていました。参考です。

○寺内委員 改修じゃなくて新築か。

○柏村副委員長 あそこは介護関係、言わばアパートみたいなやつ。

○平石委員長 それでは次の案件に移りたいと思います。その他⑨土浦市駐車場における指定管理者の管理運営について、執行部から説明願います。

○平井都市整備課長 都市整備課でございます。⑨土浦市駐車場における指定管理者の管理運営について説明させていただきます。資料につきましては、⑨土浦市駐車場における指定管理者の管理運営について別添資料9の2ページをお願いします。内容につきましては、1番に記載の5つの施設を指定管理の対象施設としまして、検討を進めるものでございます。当該駐車場につきましては、平成21年度から5年間の期間において、指定管理者制へ移行したものの、その後、平成21年に郊外に大型商業施設がオープンし、平成25年に駅前の大型商業施設の撤退等の影響による利用料収入の減少等の要因により、駐車場の運営方式を市の直営方式に見直し、現在に至ってお



ります。その間、平成27年に市庁舎の駅前移転、平成29年のアルカス土浦のオープンや駅前周辺のマンションの立地等により、大きな2番の表に記載のとおり、使用料収入は、一度、回復傾向を示しておりましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響等により使用料収入が減少し、今年度においても、昨年度と同規模程度の収入に留まることが想定される状況にあります。駐車場の管理運営につきましては、駅前や中心市街地への来訪者の利便性向上、中心市街地の活性化に寄与しており、これまでも、市庁舎の駅前移転、アルカス土浦のオープン、駅前周辺のマンション立地等の影響等を見据えながら、指定管理者への移行について検討を重ねてきたところがございます。そうした中で、コロナ後の新たな生活様式への対応や、コロナの感染症対策の効果による経済活動の再開を見据えた持続可能な駐車場の経営手法も求められていることから、公共駐車場としての役割を踏まえ、民間視点による利用者に満足度の高いサービスが提供できるよう、大きな3番に記載のとおり、令和5年4月からの指定管理者による管理営の開始に向けて、令和4年度の公募実施に向けた準備を進めていきたいと考えています。なお、指定管理者の導入に向けては、委員の皆様には随時報告をしながら、進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。説明は、以上でございます。

○平石委員 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 執行部からその他にありますか。

○羽成商工観光課長 商工観光課です。速報ということで、資料はございませんが、先に御案内を申し上げましたプレミアム商品券の追加販売についての状況を御報告させていただきたいと存じます。先月の10月3日から15日まで、はがき・ネットにて申込を受け付けまして、約3万9,000人の方から購入希望がございました。抽選を行い、7,500人程が当選し、約5倍を超える当選率でございました。その後10月の25日から31日まで販売をしましたが、11月頭の時点で425冊ほど、引換えがございませんでしたのでキャンセルとした状況でございました。そのような中、市外の方が当たったのに、市内の人が外れたとの御不満の声があったと、各方面から頂戴いたしました。先の委員会におきまして、委員の皆様から様々な御指摘を頂きましたところ、私どもといたしましては、少しでも早く事業者支援が図れますように、御案内のとおり進めさせていただきましたが、このような状況になりましたことについて、十分な配慮、工夫が足りなかったことを痛

感している次第でございます。そのような状況を踏まえまして、425冊につきましても、抽選を行わずに、追加販売の抽選の落選者から市民優先で直接、商工会議所から声を掛けさせていただいて、今週中には完売できるよう進めているところでございます。今後、同じようなプレミアム商品券事業を実施する際には、今回のことを踏まえまして、市民の皆様の不満を少しでも解消できるような販売、抽選の方法につきましても十分な配慮をし、実施してまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。都市計画道路荒川沖木田余線の説明会について、御説明いたします。サイドブックス⑩その他の資料をお開き願います。表紙の次のページ、2ページをお願いいたします。茨城県と共に事業を進めております都市計画道路荒川沖木田余線のⅡ期事業区間につきましても、先月、道路や橋梁の詳細設計を発注したところでございますが、茨城県から、今後の用地測量に先立ち地権者説明会を市と合同で実施したいとの話があったことから、説明会を開催する運びとなったものでございます。開催日時につきましては、資料の1に記載のとおり12月3日金曜日の19時から、12月4日土曜日の10時からと13時30分からというように、3回の開催を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染対策のため、茨城県の方針として、1回当たり30名を限度に事前予約制とさせていただいております。開催場所につきましては、湖北二丁目でございます茨城県流域下水道事務所の会議室を使用いたします。つづきまして、3ページをお願いいたします。説明内容でございますが、資料に記載のとおり、事業概要や道路設計について、また今後の事業の流れについて説明する予定となっております。その下の位置図を御覧願います。赤の点線で表示しておりますのが、今回説明会の対象路線の荒川沖木田余線のⅡ期事業区間でございます。このうち、南側の約370メートル区間が、茨城県の事業区間であり、その北側約630メートル区間が本市の事業区間となっております。また、この赤の点線の南側に隣接する部分につきましては、既に4車線化の整備が完了しており、赤の点線の北側に隣接する部分につきましては、現在、Ⅰ期事業として工事を進めているところでございます。つづきまして、4ページをお願いいたします。4ページから5ページの資料は、予約方法や当日の注意事項などを記載したものでございますので、後ほど御確認いただければと存じます。説明は、以上でございます。

○滝田下水道課長 下水道課でございます。⑪その他神立菅谷雨水幹線整備に係る工事委託についてをお願いいたします。2ページをお願いいたします。神

立菅谷雨水幹線整備に係るNTTインフラネット㈱への工事委託について、経緯から御説明いたします。神立菅谷雨水幹線は、令和2年度に常磐線横断工事が完了したことにより、下流側は整備済になっております。また、令和2年度に上流側の設計調査を行った際、県道牛渡馬場山土浦線にNTT管が埋設してあることを受け、今年4月にNTTに移設依頼の申請をいたしました。その後、8月にNTTインフラネットにより、試掘を行い11本のNTT管を確認いたしました。3ページをお願いします。こちらが位置図ですが、赤の実線が県道に埋設されているNTT管の移設箇所であり、この管には光ケーブル等重要な幹線が埋設されております。そして、この区間が、補償区間となります。この112.2メートルの理由ですが、NTTの管理用のマンホールがある場所となり、この間を全部掘削しまして11本のNTT管を下げる工事を行います。この時の最大の下げ幅が80センチとなり、市で予定していますボックスとの離隔が6センチと近接する事が判明いたしました。赤の実線がNTT管11本と破線が幹線のボックス3メートル40センチ掛ける2メートル10センチの交差部となります。この場所の施工方法について協議いたしました。安全に施工できる方法として掘削したNTT管を出したままボックスを布設することが最善であるとのことから、補償工事を行いますNTTインフラネットへ併せて工事委託を行うことによりNTT管の移設とボックス布設を安全に工事ができ、工期の短縮が可能となります。以上の理由から、移設補償及び排水路工事をNTTインフラネットと工事委託を締結したいと考えております。また、契約金額ですが、まだNTTからの正式な金額の提示はありませんが、市で試算しましたところ、管路移設補償費が約8,000万、排水路工事が約2億円となりましたので、提示させていただきましたが、正式に整いました際には、委員会で報告させていただきます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○和田水道課長 水道課でございます。水道課からの報告案件としまして、2件ございますのでよろしくお願ひいたします。1つ前のページに戻っていただきまして、サイドボックスの⑫番県企業局等の支援制度を利用した水道加入金の減免措置についての資料をお願いします。本市の水道利用に係る加入金につきましては、県企業局の支援制度を活用し、1件当たり1万6,000円の減免措置を行っているところでございますが、この度の追加措置につきましては、県企業局の支援に併せて、県水政課におきましても、水道加入促進のために新たな支援制度が創設されたものでございます。本市におきましても、この制度の活用により令和4年度から新規水道加入者への負担軽

減のため、減免額の拡大を行うものでございます。追加となる減免措置の内容でございますが、一般家庭でお使いになられている井戸水からの切替え及び自己用住宅を新築される際の水道加入金について、減免の対象とさせていただきます。なお、新たに創設された支援制度につきましては、令和7年度までの時限措置とのことでございますので、併せて御報告させていただきます。また、減免額等の参考例としまして、水道引込みにおけるメーター口径ごとの減免額及び自己負担額につきましては、下記に絵柄を記載してございます。内容でございますが、口径13ミリの加入金につきましては、支援制度の活用により従来の加入金4万円が全て減免になります。つづいて、口径20ミリにおける自己負担は、2万円で、25ミリにつきましても4万円の自己負担となり、新規加入される方への経費負担軽減が図れるものとなっております。減免措置につきましては、以上でございます。つづきまして、水道事業の運営に係る県企業局への要望でございます。県南・県西の広域水道供給事業につきましては、令和2年度より県南西広域水道用水供給事業として統合されておりますが、旧県南の8企業体による平成22年度からの水道受水料金の値下げ等に関する要望活動につきましては、引き続き実施しているところでございます。旧県南広域水道の8企業体につきましては、幹事である土浦市・つくば市・茨城県南水道企業団の3団体のうち、輪番制によって代表幹事を務めており、本年度の代表幹事である、本市におきまして、今月、11月2日に県企業局への訪問により、県知事、および企業局長あてに要望書を提出いたしましたので、御報告いたします。また、要望書の内容につきましては、旧県南水道、8団体の共通要望として、3ページ以降に添付してございますので、御確認のほど、よろしく願いいたします。要望書提出の報告につきましては、以上でございますので、よろしく願いいたします。

○平石委員 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 ほかには、よろしいでしょうか。

○内田委員 私、去年と一昨年に、安藤市長に代表質問をしました。同じ質問ですが、新治の小野地区、東城寺地区一帯です。11月16日に日経新聞で、茨城をキャンプ先進国へという記事がありました。内容は、コロナ禍に伴うアウトドア人気のことで、11月6日、7日に県主催の大規模なキャンプイベントを涸沼や大洗で開いたとのことでした。それを受けて、東城寺の

碎石場跡地について質問をした中で、寺内議員はよく御存知かと思うのですが、平成25年度に東城寺景観整備事業基本計画を策定しています。市があそこを景観整備するのに、この地区は、いわゆるナショナルサイクリングロードというかすみがうらとつくばの、一体的にサイクリングを目指している県と市で、サイクリングとキャンプのタグと言いますか、そういうことを相乗的に考えてみてはどうだろうか。そういうことを考えていまして、平成25年度の東城寺景観整備事業基本計画はどうなっているのか、これは一般質問でやることなんでしょうけれど、委員会でそういう話もできたらなあと思ひまして申し上げたんですけれども。市として動いてみてはどうかと思ったものですから、ちょっとお時間をいただきました。皆様には申し訳ありませんでした。よろしくお願ひします。

○船沢都市政策部長 ありがとうございます。私も日経新聞のほうを読みまして、コロナ禍ということで、アウトドアの需要が高まっているということでございます。平成25年度の東城寺景観整備事業基本計画では、私は担当部署に所属はしていませんでしたが、ハイキングコースなどを見た覚えがございます。現在も、小町付近におきまして登山客が増えているような状況でございます。当時はサイクリングの概念がそれほどございませんでしたので、新たにサイクリングとのタグということも、散策路も含め、研究してまいりたいと考えてございます。御指摘のほう、ありがとうございます。

○内田委員 私も月に1回、向上庵というお寺で座禅に行っています。朝6時にチンとなって、おかゆを食べて帰ってくるのが大体8時なのですが、新しい駐車場ができるまでは、小町の駐車場はいっぱいでした。いずれにしても、これからは、サイクリング・トレッキング・グランピングのコラボレーションで、時代が10年前とは違ってきている。市長の市政方針に入れるくらいの気持ちでがんばってほしいなど。これは応援団として、言いました。副市長、何かあれば。

○栗原副市長 御意見ありがとうございます。サイクリングやキャンプの需要はこれまでになく大きくなっていると実感しています。その中で、どういう方向があるか、検討してまいりたいと思ひます。

○内田委員 特に国交省の関連ですので、よろしくお願ひします。

○平石委員長 それでは長時間にわたり、お疲れ様でございました。以上で、産業建設委員会を閉会します。